

新型コロナウイルス感染症の 感染拡大防止に向けた 市長メッセージ

市民の皆様におかれましては、今般の新型コロナウイルス感染症が国内外において拡大する中で、日々不安な生活を送られていることと存じます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、国は、4月7日に、東京、神奈川、埼玉、千葉、大阪、兵庫、福岡の7つの都府県に対し、新型コロナウイルス特別措置法に基づく「緊急事態宣言」を行い、7都府県の知事は、住民へ不要不急の外出の自粛などを要請いたしました。

茨城県は、4月7日時点では、この「緊急事態宣言」の対象地域とはなっておりません。

ここ数日の全国の感染状況をみると、感染経路の

ませんが、大井川知事は、今回の宣言発令後にコメントを発表し、感染拡大地域への移動の自粛や、都市部から帰省された方の自宅待機等について、要請を行つたところでございます。

このようなことから、市民の皆様におかれましては、「緊急事態宣言」が出された東京など7都府県をはじめ、都市部での感染が急速に増加している状況にあり、感染拡大の懸念を拭えない状況になつてきております。本市においては、4月12日に初めてとなる感染者2人が確認されたところであり、感染拡大防止になお一層強力に取り組んでまいります。

このように、混雑を避けるなど、感染予防に努めていただけますようお願いいたし

ませんが、大井川知事は、今回の宣言発令後にコメントを発表し、感染拡大地域への移動の自粛や、都市部から帰省された方の自宅待機等について、要請を行つたところでございます。

このようなことから、市民の皆様におかれましては、「緊急事態宣言」が出された東京など7都府県をはじめ、都市部での感染が急速に増加している状況にあり、感染拡大の懸念を拭えない状況になつてきております。本市においては、4月12日に初めてとなる感染者2人が確認されたところであり、感染拡大防止になお一層強力に取り組んでまいります。

休業や失業などで、生活資金が必要となった方への貸付制度があります

日立市社会福祉協議会では、新型コロナウイルス感染症の影響による休業、失業などで収入が減少し、日常生活の維持のための資金が必要となった方向けの貸付制度の相談受付を行っています。

貸付制度	必要書類など	申し込み
緊急小口資金	①住民票謄本（世帯全員の記載のある住民票）②本人確認ができる書類（運転免許証または健康保険証など）③印鑑登録証明書④実印⑤収入の減少が確認できるもの（預金通帳、給与明細、帳簿など）⑥貸付金を送金する口座の通帳またはキャッシュカードなど	事前に日立市社会福祉協議会に連絡の上、左の必要書類などを持って、次のどちらかの相談窓口へ ■日立市社会福祉協議会 福祉プラザ（会瀬町4-9-13） TEL 37-1122 * 平日：午前8時30分～午後5時15分
総合支援資金	初期相談時に必要書類をご案内します。 ①住民票謄本（世帯全員の記載のある住民票）②本人確認ができる書類（運転免許証または健康保険証など）③印鑑登録証明書④実印⑤世帯全員の所得の分かる書類⑥負債の状況が分かる書類⑦求職申込み・雇用施策利用状況確認票⑧失業などが確認できる書類（離職票など）⑨前職の給与が確認できる書類（給与明細、源泉徴収票など）⑩貸付金を送金する口座の通帳またはキャッシュカードなど⑪自立相談支援事業などにより作成された計画書など *その他、申し込み状況により必要となる書類があります。	■日立市役所新型コロナウイルス緊急総合相談窓口 市役所1階101号会議室（助川町1-1-1） 内線841 IP 050-5528-5028 * 平日：午前8時30分～午後5時15分 土・日曜日：午前9時～午後5時

* 今回の新型コロナウイルス感染症に起因しない理由の場合や、生活保護受給世帯や従前から就業していないなど収入の減少がない場合は貸付の対象となりません。

* 申し込み後に貸付審査などがあります。貸付の要件など、詳細は問い合わせてください。

ます。

併せて、引き続き、こまめな手洗いや咳エチケットなどの感染予防対策を行つていただきとともに、発熱時や、体調の悪い時には、外出を控えていただくようお願いいたします。

さらに、クラスターと呼ばれます、集団感染を防止するためには、「換気の悪い密閉空間」、「多数の人が集まる密集場所」、「間近で会話や発声をする密接場面」といった3つの「密」を意識的に避けていただきますようお願いいたします。この3つの条件のほか、共同で使用する物品は消毒などを行っていただきます。



本市におきましては、市

いいたします

本市におきましては、市役所内に日立市新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、国・県の動向を見極めながら、的確な対応を行い、さらには、市役所内に新型コロナウイルス緊急総合相談窓口を設置し、あ

す。電話による問い合わせ
らゆる相談に応じております。
にも対応しております。ご
心配事につきましては、ぜ
ひ市役所相談窓口にお問い合わせ
いたいと思いま
ます。

このような中、イベントなどの中止や延期、市の施設の休館などが続いており、市民の皆様には、多大なご不便をお掛けいたしておりますが、ご理解いただきますようよろしくお願ひ

更には、児童生徒の安全・安心の確保、何より子どもたちの安全を守るため、5月6日まで、全ての市立幼稚園、小・中学校及び特別支援学校を休園・休校とすることいたしました。市では、休園・休校期間中の学習や生活の支援にできる限りの対応をしてまいります。

皆様には、全国的な感染拡大の状況をご理解いただき、この難局をともに乗り越えていくため、お一人おひとり、感染の予防と拡大防止に向けた取組みを継続していただくことが、何よりも重要なものとなつてまいります。

市といったしましては、市民の皆様との危機感を共有しつつ、関係機関と緊密に連携し、市民の皆様の命、健康を何としても守るために、あらゆる対策を講じ、全力を尽くしてまいりますので、引き続きのご協力を心からお願ひいたします。

令和2年4月12日

新型コロナウイルスに関する緊急総合相談窓口を設置しています

新型コロナウイルスに関するお困りの市民の方からの相談をお受けしています。

ところ 日立市役所 1 階 101 号会議室

開設時間 平日：午前8時30分～午後5時15分

土・日曜日、祝日：午前9時～午後5時

相談内容

- #### ■新型コロナウイルス感染症対策に伴い、生活費

にお困りの方への貸付などに関するこ

- 中小企業向け融資制度に関するこ
 - 雇用調整助成などの休業補償に関するこ
 - 市内中小企業向けの支援施策に関するこ
 - 新型コロナウイルスに関するこ

問合せ 日立市役所新型コロナウイルス緊急総合相談窓口 内線 841 IP 050-5528-5028

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から イベントの中止や変更、施設の休館などの対応を行っています

詳しくは、市のホームページをご覧になるか、担当課所・主催者にお問い合わせください。

【日立市ホームページ】新型コロナウイルス感染症対応について（お知らせ）

<https://www.city.hitachi.lg.jp/shimin/002/006/p083740.html>



新型コロナウイルス感染症により、売り上げの減少や事業縮小などの影響を受けた市内の中小企業・個人事業主向けの支援制度について、24ページに掲載しています。